

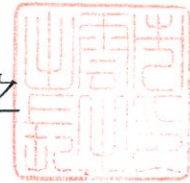
一般廃棄物処分業許可証

住 所 出雲市佐田町反邊230番地3

氏 名 株式会社 三原組 代表取締役 三原 惇志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

出雲市長 飯塚 俊之



許 可 年 月 日 令和7年(2025) 5月 10日

許 可 の 有 効 期 限 令和9年(2027) 5月 9日

1. 事業の範囲

(1) 処理する一般廃棄物の種類

出雲市内で排出される以下の一般廃棄物で、市による処分が困難なものに限る。

木くず（枝葉、幹、竹、根株）、草

(2) 事業の用に供する施設

裏面に記載のとおり

2. 許 可 条 件

裏面遵守事項のとおり

3. 許可の更新、変更の状況

平成29年5月10日 新規許可

令和 元年5月10日 更新許可

令和 3年5月10日 更新許可

令和 5年5月10日 更新許可

令和7年5月10日 更新許可

〔教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

事業の用に供する施設

(1) 破碎施設1 (移動式)

- ・設置場所：出雲市佐田町須佐1506番1及び出雲市内排出事業場
- ・設置年月日：平成22年9月14日
- ・処理能力：9.44 t/時間 8時間稼働 75.5 t/日
- ・処理対象の廃棄物の種類：木くず（枝葉、幹、竹、根株）

(2) 破碎施設2 (移動式)

- ・設置場所：出雲市佐田町須佐1506番1及び出雲市内排出事業場
- ・設置年月日：平成29年8月28日
- ・処理能力：0.62 t/時間 8時間稼働 4.9 t/日
- ・処理対象の廃棄物の種類：草

遵 守 事 項

- 1 業務の範囲は、事業の範囲に定める一般廃棄物の処分に限る。
- 2 木くずの受け入れにあたっては、事前の打ち合わせ、受付時の確認などにより、事業の範囲に定める一般廃棄物であることを確認し、帳簿などを用いて適正に管理すること。
- 3 出雲市内排出事業場での出張破碎を行う場合は、騒音に関する環境保全対策として、民家から120m以内での作業を行わないこと。
- 4 事業の範囲に定める一般廃棄物について、正当な理由がなく処分を拒んではならない。
- 5 処理施設（保管施設を含む。）については常に清潔を保ち、廃棄物の飛散及び流出、悪臭の漏出がないように適切に維持管理すること。
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令を遵守すること。
- 7 地元住民をはじめ関係者から苦情等があった場合には、誠意をもって対応するとともに、速やかに市へ報告すること。
- 8 申請のあった処理料金を変更する場合には、あらかじめ市と協議することとし、市の了解がなく料金を変更してはならない。
- 9 次の事項について月別に集計し、集計後速やかに市へ報告すること。
当該月分の一般廃棄物（木くず）の処分受託量
- 10 許可業者であることの自覚を持ち、積極的に環境衛生の向上に努めるとともに、市が行う廃棄物施策に積極的に協力すること。